（安全衛生検査の内容の確認）

第四十二条の四の二　法第三十九条の七の規定による確認は、第四十二条第三項の規定により準日本船舶譲受等届出書に記載された検査内容と、第三十六条の二第一項の安全衛生検査申請書に記載された検査を受けようとする事項（法第三十九条の五第九項の規定により変更検査を受けた場合にあつては、第四十一条の二第一項の安全衛生変更検査申請書に記載された検査を受けようとする事項）とを照合することその他の国土交通大臣が適当と認める方法により行うものとする。

（準日本船舶重要事項報告書）

第四十二条の五　法第三十九条の九第一項の規定による報告は、準日本船舶重要事項報告書（第十二号様式による。）一通を、事業年度ごとに作成し、毎事業年度終了後一月以内に国土交通大臣に提出することにより行うものとする。

（臨時の報告）

第四十二条の六　認定対外船舶運航事業者等は、前条に定める報告書のほか、国土交通大臣から、法第三十九条の五第七項各号に掲げる事項その他必要な事項に関し報告を求められたときは、報告書一通を提出しなければならない。

2　（略）

（検査員証）

第四十二条の七　法第三十九条の九第二項において準用する法第二十五条第二項に規定する当該職員の身分を示す証票は、第十三号様式によるものとする。

第六章　先進船舶の導入等の促進

（先進船舶）

第四十二条の八　法第三十九条の十第一項の国土交通省令で定める船舶は、次のとおりとする。

一　液化天然ガスその他の船舶の燃料として使用する場合に環境への負荷の低減に資する物質として国土交通大臣が定めるものを燃料とする船舶

二　インターネット・オブ・シングス活用技術（インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報を活用する技術をいう。）その他の航行の安全性若しくは効率性の向上又は快適性の確保に相当程度寄与する先進的な技術として国土交通大臣が定めるものを用いた船舶

（先進船舶導入等計画の認定の申請）

第四十二条の九　法第三十九条の十一第一項の規定により先進船舶導入等計画の認定を申請しようとする者は、第十四号様式による申請書の正本及び副本を国土交通大臣に提出するものとする。

2　前項の申請書の正本及び副本には、次に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

一　既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄付行為及び登記事項証明書

ロ　最近の事業年度における事業報告、賃借対象表及び損益計算書

二　法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄付行為の謄本

ロ　株式の引受け、出資又は財産の寄付の状況又は見込みを記載した書類

三　個人にあつては、次に掲げる書類

イ　戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し

ロ　資産調書

（新設）

（準日本船舶重要事項報告書）

第四十二条の五　法第三十九条の七第一項の規定による報告は、準日本船舶重要事項報告書（第十二号様式による。）一通を、事業年度ごとに作成し、毎事業年度終了後一月以内に国土交通大臣に提出することにより行うものとする。

（臨時の報告）

第四十二条の六　認定対外船舶運航事業者は、前条に定める報告書のほか、国土交通大臣から、法第三十九条の五第五項各号に掲げる事項その他必要な事項に関し報告を求められたときは、報告書一通を提出しなければならない。

2　（略）

（検査員証）

第四十二条の七　法第三十九条の七第二項において準用する法第二十五条第二項に規定する当該職員の身分を示す証票は、第十三号様式によるものとする。

（新設）